

JICPAが「会計制度委員会報告第15号『特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針』の改正について」及び「『特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A』の改正について」並びに「公開草案に対するコメントの概要及び対応」についてを公表

『会計情報』編集部

日本公認会計士協会（会計制度委員会）は平成26年11月4日、「会計制度委員会報告第15号『特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針』の改正について」及び「『特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A』の改正について」を公表するとともに、平成26年11月7日に平成26年8月18日に公表された本改正の草案に対するコメントの概要及びそれに対する日本公認会計士協会の考え方を公表した。

これは、公表以来永年にわたりメンテナンスが行われていない実務指針等が見受けられるため、現在適用されている会計制度委員会報告等について検討を行い、所要の見直しを行ったものとされている。

〈主な改正内容〉

1. 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」
 - 平成13年3月31日までに行われた不動産の流動化取引に

関する経過措置規定の削除（第24項）

- 不動産の流動化取引の更新時の適用及び会計処理の明確化（第21-2項）
 - 現行の関連法令との整合性を図る修正、字句・体裁修正等
2. 特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A
 - 上記1において、経過措置（第24項）を削除することに伴うQ5の削除
 - 現行の関連法令との整合性を図る修正、字句・体裁修正等

本改正は、平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用することとされている。

詳細については、日本公認会計士協会のウェブページ（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/15_2.html）を参照いただきたい。

以上